

中小企業・小規模事業者の再編・統合に係る税負担の軽減措置の創設

～平成30年度税制改正～

M&A等による事業の承継を後押しする
登録免許税・不動産取得税の軽減処置が創設されます。

文・税理士／入江 貴陽

税制改正の趣旨

1

平成30年度税制改正では、前号の通り、平成30年1月1日より10年間の特例措置として事業承継税制の大幅な拡充・緩和が盛り込まれましたが、今回の税制ではもう一つ注目すべき税制が創設されました。

後継者が不在のため、事業承継を行うことができない等の課題解消のため、M&A等による事業の継続・技術の伝承等を図ることを後押しする登録免許税・不動産取得税の軽減措置です。

当該軽減措置の前提とされていましたが、中小企業等経営強化法の改正法案が平成30年5月16日に可決（平成30年5月23日公布）されましたので、ご紹介します。

今後、当該措置により一定の組織再編・統合を行った際に発生する不動産の移転に係る登録免許税・不動産取得税が軽減されることで、合併・会社分割・事業譲渡等の株式譲渡以外のスキームを活用した第三者への事業承継・M&Aが活発化することが期待されています。

表① 軽減税率の内容

登録免許税の税率

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※1	1.6%

※1 平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減されます。

制度の概要

2

今回の中小企業等経営強化法の改正により、「中小企業者等が合併等により他の中小企業者等の経営資源を活用して経営の向上を図る取組」が、経営力向上計画の認定の対象に加えられました。

中小企業者等が当該経営力向上計画に基づいて、一定の組織再編・統合を行った際に、以下の通り登録免許税・不動産取得税が軽減されます（表①、表②）。

(1) 登録免許税

経営力向上計画の認定を受けた認定事業者が、当該計画に基づき行う合併、分割等による不動産所有権の移転登記について、軽減措置が講じられます。

(2) 不動産取得税

認定経営力向上計画にしたがって譲渡を受ける一定の不動産の取得について、軽減措置が平成32年3月31日まで講じられます。

不動産取得税の税率

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※3)
土地・住宅	3.0%※2	2.5% (1/6減額相当額)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当額)

※2 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されます。

※3 合併・一定の会社分割の場合は非課税です。

表② 適用時期

登録免許税	平成30年5月6日から平成32年3月31日までに認定を受けた経営力向上計画に基づき行われる合併、分割等による不動産所有権の移転登記に適用されます。
不動産取得税	認定経営力向上計画にしたがって、平成32年3月31日までに譲渡を受ける一定の不動産の取得について適用されます。